

広島湾ベイエリア・海生都市圏研究協議会 体験型修学旅行
選択別体験 新型コロナウイルス感染防止・安全対策について(インストラクター様)

1. 実施条件

- (1) 体験活動は、出発地の都道府県・市区町村及び受入れ地の県・市町において、新型コロナウイルス感染防止のための行動自粛要請がなされていないとともに、感染者数が急増していない場合に実施します。
- (2) 感染者数が急増していないことの判断は、出発地の都道府県及び受入れ地の県において、判断直近 1 週間の新規感染者累積数が人口 10 万人あたり概ね 15 人(注 1)未満であることを目安にし、感染状況によっては受入れを中止する場合があります。ただし、都道府県の感染者数が急増していたとしても出発地の市区町村や受入れ地の市町の新規感染者数が急増していないか(判断直近 1 週間の新規感染者累積数が人口 10 万人あたり概ね 15 人(注 1)未満を目安とする。)などの点も考慮して総合的に判断します。
- (3) 実施又は中止の判断は実施日の 22 日前に行い、実施を判断した場合でも、実施日 22 日前以降実施日前日までに、出発地の都道府県又は受入れ地の県の 1 週間の新規感染者累積数が人口 10 万人あたり概ね 25 人(注 2)以上になるなど爆発的な感染拡大が発生した場合は、感染状況等を総合的に考慮して受入れを中止することがあります。
- (4) 体験活動は感染防止対策をとったうえで、実施可能な体験プログラムについて体験可能な人数により実施します。
- (5) 発熱・強い倦怠感・息苦しさなど新型コロナウイルスに感染したと疑われる症状(以下「症状」という。)がない生徒を受入れることとします。発熱の判断について、37.5 度以上の発熱がある生徒は受入れ不可とします。
- (6) 「新型コロナウイルス感染防止健康チェックシート」により、健康状態をチェックしていただきます。
- (7) 大崎上島町との往復のフェリーに定期船を利用される場合は貸切バスに乗り、乗船中は原則として車内で待機していただきます。
- (8) 体験会場到着時に非接触型デジタル体温計により全員の体温を計測します。
- (9) 体験活動開始前及び終了時に、石鹸による手洗い(30 秒)又は消毒液による手指の消毒を行っていただきます。
- (10) 体験中は原則としてマスクを着用するとともに、人との間隔を 1 メートル以上空けるようにします。ただし、屋外での体験活動の際、マスク着用により熱中症などのリスクが高いと判断される場合は、学校の承諾をいただいたうえでマスクをはずして実施します。
- (11) 症状が現れた生徒は、医療機関にて受診していただきます。
- (12) 体験した生徒が修学旅行終了後 2 週間以内に新型コロナウイルス検査で陽性になった場合は、ただちに地域協議会事務局(以下「事務局」と言う。)へ連絡していただきます。

注1：15人は、2020年8月7日に国が都道府県知事に通知した「今後の感染状況の変化に対応した対策の実施に関する指標および目安について」に示されている行動自粛が必要となるステージⅢ(感染者急増)の判断指標。

注2：25人は、2020年8月7日に国が都道府県知事に通知した「今後の感染状況の変化に対応した対策の実施に関する指標および目安について」に示されているステージⅣ(爆発的な感染拡大)の判断指標。

2. 事前準備

- (1) 事務局がインストラクターと協議し、感染防止対策をとったうえで実施可能な体験プログラムと体験可能な人数を整理します。
- (2) 体験活動実施前の2週間は体調管理に努め、マスク着用、手洗い、3密を避けるなどの感染防止対策を徹底してください。
- (3) 「新型コロナウイルス感染防止健康チェックシート」により健康状態をチェックしていただきます。
- (4) マスクを準備していただきます。ただし、マスク着用による指導に支障がある場合はフェイスシールドを着用して対応することとします。

3. 会場到着時

- (1) 全員がマスクを着用します。ただし、インストラクターについては、マスク着用による指導に支障がある場合はフェイスシールドを着用して対応します。
- (2) 事務局が非接触型デジタル体温計により全員の体温を計測するとともに、「新型コロナウイルス感染防止健康チェックシート」を回収し、健康状態を確認します。
- (3) 事務局は、症状が現れた生徒等がいる場合は予め設定しておいた医療機関へ連絡のうえ搬送します。搬送が困難な場合は、予め設定しておいた待機場所に収容のうえ、帰国者・接触者相談センターへ連絡して指示を仰ぎます。
- (4) 挨拶の際は、人との間隔を1メートル以上空けて密集しないようにします。

4. 体験活動中

- (1) 体験開始前及び終了時に石鹸等による手洗い(30秒以上)をするか、または消毒液で手指を消毒(15秒以上かけて手、指先、手首に擦り込む。)します。
- (2) 原則としてマスクを着用するとともに、人との間隔を1メートル以上空けるようにします。ただし、屋外での体験活動の際、マスク着用により熱中症などのリスクが高いと判断される場合は、学校の承諾をいただいたうえでマスクをはずして実施します。また、インストラクターについては、マスク着用による指導に支障がある場合はフェイスシールドを着用して対応します。
- (3) 密集・密接した状態での歓声や声掛け、大声での会話はできる限り避けます。
- (4) 体験会場が屋内の場合は、1時間ごとに5分から10分を目安に換気を行うか常時窓を少し開けておきます。
- (5) 握手やハイタッチなどの接触はしないようにしてください。

- (6) 接近して食事を行う場合は、対面での配席を避けて人との間隔を1メートル以上空け、大声での会話はできる限り控えてください。人との間隔の確保が困難な場合は、アクリル板等の飛沫飛散遮蔽物を設けてください。
- (7) 食事の盛り付けは大皿での盛り付けではなく、個別配膳とします。
- (8) 体験終了後は、使用した道具類を消毒液で除菌します。

5. 緊急時の対応

- (1) 体験活動中に生徒等に症状が現れた場合、事務局は旅行会社や引率の先生に連絡するとともに、予め設定しておいた医療機関へ連絡のうえ診療を受けるか、または救護場所へ移送し、管轄の帰国者・接触者相談センターへ連絡して指示を仰ぎます。
- (2) 症状が現れた生徒等を事務局車両で移送する場合、運転席をビニールシートで仕切ります。

6. 受入れ終了後の対応

- (1) 事務局は、修学旅行終了の2週間後に学校へ連絡し、症状が現れた生徒がいないかどうかを確認し、いる場合は該当する体験プログラムのインストラクターに連絡するとともに、接触者・帰国者相談センターへ連絡して指示を仰ぎます。
- (2) 受入れ終了後、2週間以内に事務局員及びインストラクターに症状が現れた場合は、接触者・帰国者相談センターへ連絡して指示を仰ぐとともに、旅行会社及び学校へ連絡します。

7. 各受入れ地域の新型コロナウイルス・感染防止対策マニュアル等との関係

各受入れ地域が独自の新型コロナウイルス・感染防止対策マニュアル等を作成している場合は、各受入れ地域策定のマニュアル等を優先して適用します。